



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子氏

Q 政府は副業や兼業を推進していますね。生活費の足しに、と仕事を掛け持ちする場合のアルバイト先でケガをしたら補償はされるのでしょうか？補償されるとしたらどんな種類があるのでしょうか？

A 政府は働き方の多様化の一環として、数年前から副業や兼業を推進しており、実際に副業を希望する労働者も多くなっています。その要因の一つとして、70歳までの雇用義務化の動きが上げられ、また労働者にとっても色々な可能性を模索したいと言う気持ちもあるでしょうね。

副業や兼業をする人が安心して働けるように、と制度の見直し案が出ています。具体的には、本業と副業の賃金と労働時間を合算して労災（労働者災害補償保険法）が給付されます。

例えば、A社で週40時間、B社で週25時間働く場合、実質的な残業時間は月100時間となります。このように、本業と副業を合算すれば単月で残業100時間は過労死認定ラインを超え、労災認定される労働時間となりますが、合算されなければ労災認定には該当しません。安心して働く事ができるのは労働時間を合算することですね。

雇用保険も65歳以上の高齢者に限り、複数の職場の労働時間を合わせて週20時間以上であれば加入できるよう、要件を緩和するようです。

労災というのは、業務上の理由又は通勤によって、労働者がケガや病気になったり死亡した時に、労働者やそのご遺族の方に、治療や休業、障害、死亡に対する補償など必要な給付が行われる制度です。

労災は、一部の農林水産業を除いて、すべての事業主が必ず加入しなくてはならず、労災適用事業場で働く全ての労働者が保険給付の対象となります。正社員でもパートでもアルバイトでも労働者であれば給付を受けられますが、逆に給付を受けられない人もいます。労働者ではない社長、役員、家族従事者、請負です。ただし、特別加入という制度に入れば保障されます。

労災は業務災害と通勤災害とに分けられます。

(1) 業務災害と認められる場合

- ① 業務と関連して起こった事故(業務遂行性)
- ② 業務と労働者の死傷病等との間に相当因果関係があること(業務起因性)⇒過労死がこれに該当

(2) 通勤災害と認められる場合

- ① 住居から就業場所での経路上
- ② 業務と関連のある往復
- ③ 往復する経路と手段が合理的なものであること
- ④ 事故が通勤と相当因果関係にあること

以上が原則ですが、労災に該当するかどうかは個別の判断が必要な場合もありますのでお近くの監督署で確認してください。難しい案件であればとりあえず書類を提出してみてくださいと言われる。

労災の場合、健康保険証と併用はできません。健康保険証が使えるのは、業務中でも通勤途中でもない場合だけです。健康保険証で治療している場合でも労災と疑われる場合は、後で監督署や健康保険から問い合わせが来て、労災なら遡って差し替えとなります。労災で治療すると会社の保険料が上がるかもしれない、と心配する声も聞きますが、保険料が上がったり下がったりするのはメリット制と言って、事業の種類により労働者数が一定規模以上の場合のみ適用されるので、小規模の会社の場合は心配しなくても大丈夫です。

ご存知のように健康保険で治療すると3割の自己負担ですが、労災は手続きをすれば本人負担はありません。手続きは所定の用紙に記入すればよく、緊急の場合は後で書類を提出しても構いません。

保険給付の種類は、療養(補償)給付、休業(補償)給付、傷病(補償)年金、障害(補償)給付、遺族(補償)給付、介護(補償)給付、葬祭料(葬祭給付)、二次健康診断等給付があります。(カッコ内は業務災害の場合。付かない時は通勤災害の場合)保険給付の他、社会復帰促進等事業など各種サービスもあります。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980